

岐 阜 県 公 報

号外 (14) 平成二十八年 三月二十九日

目 次

人事委員会規則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会) 一

岐阜県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 (同) 一

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 二

事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則 (同) 二

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則 (同) 三

人事委員会訓令甲 (人事委員会) 五

岐阜県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 (人事委員会) 五

人事委員会規則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第九号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則 (昭和二十七年岐阜県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「左に」を「次に」に改め、同条第三号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十号

岐阜県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和二十七年岐阜県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。
十 職員の退職管理に関すること。

附則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十一号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式の二教示第一号中「60日」を「3か月」に、「不服申立て」を「職争議」に改め、同様式教示第二号中「60日」を「3か月」に改め、同様式教示第三号中「不服申立て及び」を「職争議請求及び」に改め、「次のイ又はロに掲げる場合には」を削り、「それぞれイ又はロに掲げる」を「上記1の職争議請求をした場合、当該職争議請求に対する裁決の決定を受けた」に改め、同号イ及びロを削る。

附則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十二号

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則（昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式及び別記第三号様式中「60日」を「3か月」に、「不服申立て」を「職争議請求」に改め、「又は決定」を削る。

別記第四号様式から別記第六号様式までの規定中「60日」を「3か月」に、「不服申立て」を「職争議請求」に改め、「又は決定」を削り、「職争議」を「職争議請求」に改める。

別記第七号様式から別記第九号様式までの規定、別記第十一号様式及び別記第十二号様式中「60日」を「3か月」に、「不服申立て」を「職争議請求」に改め、「又は決定」を削る。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十三号

事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

事務局長に対する権限の委任に関する規則（昭和五十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五号中「不服申立て」を「審査請求」に、「審査請求書」を「審査請求書」に改め、「又は決定」を削り、第十六号の次に次の二号を加える。

十六の二 法第三十八条の四第二項（法第三十八条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定により、任命権者が行う調査の経過について報告を求め、又は意見を述べること。
十六の三 法第三十八条の五第一項の規定により、任命権者に対し、調査を行うよう

求めること。
第二十二号及び第二十四号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁判」に改める。

附 則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十四号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成十三年岐阜県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第一条中「又は異議申立て」を削る。

第二条第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「（審査請求又は異議申立て）」を削り、同条第三号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第五号中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

「第二章 不服申立て」を「第二章 審査請求」に改める。

第三条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第二項及び第三項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

第四条の見出しを「審査請求書」に改め、同条第一項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第七号及び第九号中「不服申

立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第三項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項変更届」に改める。

第五条の見出し中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第六条（見出しを含む）及び第七条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第九条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十条第一項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「あてて」を「宛てて」に改める。

第十一条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は決定（以下「判定」という）」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立取書」を「審査請求取書」に改め、同条第三項及び第四項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十二条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十三条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十四条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三号及び第四号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第五号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第六号中「係属する」を「継続する」に改める。

第十五条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第六項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書」を「審査請求」に改め、同条第七項本文中「不服申立書」を「審査請求」に改め、同項ただし書中「不服申立書」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第八項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第十六条第二項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「不

服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第四項中「不服申立人」を「審査請求人」に「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

第十七条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十一条第一項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第二項中「とも」を「共に」に改め、同条第三項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十二条第一項及び第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十三条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「とも」を「共に」に改める。

第二十六条第一項及び第二項並びに第五十一条第一項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第五十五条の見出し及び同条第一項中「判定」を「判決」に改め、同条第二項中「判定」を「判決」に、「記載した裁判書又は決定書（以下「判定書」といふ。）」を「記載し」に改め、「判定書には」を削り、「記名押印する」を「記名押印した裁判書によりする」に改め、同項第三号中「判定」を「判決」に改める。

第五十六条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第五十七条の見出し中「判定」を「判決」に改め、同条中「判定の」を「判決の」に、「判定書」を「裁判書」に、「判定」を「判決」に改める。

第五十八条（見出しを含む。）中「判定書」を「裁判書」に改める。

第五十九条第一号及び第三号並びに第六十条中「判定」を「判決」に改める。

第六十一条第二号中「判定の」を「判決の」に、「判定年月日」を「判決年月日」に改め、同条第三号中「判定書」を「裁判書」に改める。

第六十五条第一項及び第六十六条第三号中「判定」を「判決」に改める。

第六十七条第二項第一号中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同項第三号中「不服申立取本書」を「審査請求取本書」に改める。

第六十八条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第一号様式中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第二号様式中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

別記第三号様式中「不服申立人氏名」を「審査請求人氏名」に、「判定」を「判決」に改める。

別記第四号様式中「不服申立書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項変更届」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「(不)」を「(審)」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

別記第三号様式中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第四号様式中「(不)」を「(審)」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

別記第五号様式中「不服申立取本書」を「審査請求取本書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「(不)」を「(審)」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第六号様式中「(不)」を「(審)」に改める。

別記第七号様式及び別記第八号様式中「不服申立人」を「審査請求人」に、「(不)」を「(審)」に改める。

別記第九号様式中「不服申立人」を「審査請求人」に、「(不)」を「(審)」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「判定」を「判決」に改める。

別記第十号様式から別記第十八号様式までの規程中「不服申立人」を「審査請求人」に、「(不)」を「(審)」に改める。

別記第十九号様式及び別記第二十一号様式中「(不)」を「(審)」に改める。

別記第二十二号様式中「不服申立人」を「審査請求人」に、「(不)」を「(審)」に改める。

別記第二十三号様式中「(不)」を「(審)」に、「判定」を「判決」に、「判定の」を「判決の」に、「判定年月日」を「判決年月日」に、「判定書」を「裁判書」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十九条第一項に規定する処分についての不服申立てについては、この規則の施行前になされた当該処分に係るものについては、なお従前の例による。

3 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正（勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和二十六年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。）

第二条第二項第四号中「第五十五条第四項」を「第五十五条第十一項」に改める。

第六条中「不利益処分」についての不服申立てに関する規則を「不利益処分」に改める。

ての審査請求に関する規則」に改める。

(岐阜県職員の苦情相談に関する規則の一部改正)

4 岐阜県職員の苦情相談に関する規則(平成十七年岐阜県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二条第二項」を「第三条第一項」に、「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「第三条第一項」を「第六条」に改める。

人事委員会訓令甲

岐阜県人事委員会訓令甲第一号

事務局一般

岐阜県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

岐阜県人事委員会事務局処務規程(昭和三十年岐阜県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第十六号」の下に「から第十六号の三まで」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社